

西尾市立佐久島しおさい学校小規模特認校制度実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、西尾市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域を定める規則（平成31年教育委員会規則第3号）の規定に基づき、佐久島しおさい学校における、特色ある教育を希望する児童生徒及び当該保護者に対し、指定通学区域を越えた就学について一定の条件を付して、これを認める小規模特認校制度について定めたものである。

(対象校及び所在地)

第2条 対象校及び所在地は、次のとおりとする。

西尾市立佐久島しおさい学校 西尾市一色町佐久島影無50番地

(対象学年及び就学期間及び募集定員)

第3条 対象学年及び就学期間及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 小規模特認校制度による就学（以下「就学」という。）開始学年は原則、義務教育学校前期課程3年生までを対象とする。ただし、義務教育学校前期課程4年生以上の就学開始については、西尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別な事情があると認めた場合に限り、対象とすることができる。
- (2) 就学期間は、義務教育学校後期課程卒業までとする。
- (3) 募集定員については、年度毎に在校児童生徒数の状況及び円滑な就学を考慮して定めるが、複式学級で1学級在校児童生徒を含め8名程度とする。

(就学の条件)

第4条 就学の条件は次のとおりとする。

- (1) 就学する児童生徒及び当該保護者は、就学期間中、西尾市に住所を有し居住していること。
- (2) 就学する児童生徒及び当該保護者は、佐久島しおさい学校の教育方針をよく理解し、佐久島で学ぶことに対する強い志望動機を有すること。
- (3) 保護者は、登下校における安全指導や、生活指導等に関する学校の指導方針を正しく理解し、協力すること。
- (4) 就学する児童生徒の通学は、原則、保護者による送迎とし、通学中における不慮の事故による責任は、保護者が負うこと。

(5) 保護者は、佐久島の伝統行事やコミュニティ主催行事へ積極的に参加・協力すること。

(6) 従前の通学区域に基づく学校以外の学校に通学するという特殊な事情から、身体的状況がこれに耐えられることが前提となる。

なお、就学にあたり必要と認める場合は、教育委員会が、公立病院の医師の診断書により調査確認をする。

(7) 就学は原則として、年度当初からとする。ただし、定員が満たない場合で、教育委員会が特に必要と認めた場合は、年度の途中で就学することができる。

(8) 就学許可後において申請の事実と異なったり、この制度の趣旨に添わない事実が生じたりした場合は、就学を取り消すことがある。

(就学の申請)

第5条 就学を希望する当該保護者は、指定校変更申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(就学の決定)

第6条 教育委員会は、前条による申請があった場合においては、速やかに就学の決定を行い、指定校変更許可・不許可通知書（様式第2号）を保護者に送付するものとする。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 一色町、吉良町及び幡豆町の編入の日までに一色町立佐久島小・中学校小規模特認校制度実施要綱の規定によりされた手続きその他の行為は、西尾市立佐久島しおさい学校小規模特認校制度実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

指 定 校 変 更 申 請 書

年 月 日

（宛先）西尾市教育委員会

住 所
保護者 氏 名
電 話
印

下記の理由により、小規模特認校制度による指定校変更の申請をします。

記

フリガナ 児童生徒名			生年月日	年 月 日
			性 別	
			続 柄	
			学 年	第 学年
指定学校名		希望学校名	西尾市立佐久島しおさい学校	
就 学 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
申請理由				
通学については、学校の指導方針に沿って、安全の確保に努めます。				
保護者氏名 印				
※校長意見	西尾市立佐久島しおさい学校長 印			

注 1 通学経路図を添付してください。
注 2 ※欄は記入しないでください。
注 3 就学期間は、義務教育学校後期課程までとする。

指定校変更許可・不許可通知書

年 月 日

様

西尾市教育委員会

年 月 日付けで申請のありました小規模特認校制度による指定校
変更については、下記のとおり(許可します・不許可とします)。

記

住 所			
児 童 生 徒 名		性 別	
生 年 月 日 (学 年)	年 月 日生 (前期課程・後期課程 第 学年)	続 柄	
指 定 学 校 名	西尾市立 学校		
就 学 を 許 可 す る 学 校 名	西尾市立佐久島しおさい学校		
就 学 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		

注意事項

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に西尾市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西尾市教育委員会を被告として提訴することができます。